

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条

（一般競争入札の入札保証金）

第四条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額(入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあつては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第十一条第二項において同じ。)(再入札の場合にあつては最初の入札の入札金額)の百分の五(電子入札により県の公有財産及び物品の売払いを行うシステム(以下「県有財産売却システム」という。))による入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号の一に該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- 一 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- 二 前条第二項の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの